



「安全衛生優良企業公表制度」 の概要と取得のメリット



働く人の安全と健康こそ企業の業績

厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」周知啓発事業
受託事業者 **非営利一般社団法人 安全衛生優良企業マーク推進機構**



2015年11月30日

東京海上日動火災保険株式会社

「安全衛生優良企業公表制度」:東京都初の認定について

東京海上日動火災保険株式会社(社長 永野 毅、以下「当社」)は、厚生労働省が実施する「安全衛生優良企業公表制度」において、安全衛生優良企業に認定されましたので、お知らせいたします。

東京都では、当社が第一号認定企業となります。

1. 「安全衛生優良企業公表制度」の概要

「安全衛生優良企業公表制度」は、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして認定を受ける制度で、2015年6月から開始されました。認定には、労働安全衛生関連の法違反の有無や、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、加重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取り組みを行っていることが求められます。

2. 当社認定の理由

当社は、「お客様に“あんしん”をお届けし、選ばれ、成長し続ける会社」を目指しており、その原動力となる「社員の安全」、「社員の心身の健康」は会社の財産であり、重要なテーマと考え、「トータルヘルスクエア」に取り組んでいます。

当該制度の認定基準を満たしていることをはじめ、幅広い分野で社員の健康づくりや、働きやすさの取り組みを積極的に行っていることが評価されました。

3. 当社の具体的な取り組み概要

- (1) 社員の健康を統括する責任者を定め、本店に「健康管理室」を設置しています。また、全国45か所の拠点に産業保健スタッフを配置し、リーダーと連携して社員の健康保持・増進に努めるなど、統一された体制を整えています。
- (2) 健康増進、生活習慣改善、重症化予防等を重点施策として取り組み、ポピュレーションアプローチからハイリスクまですべての層にアプローチしています。
- (3) メンタルヘルスを保つため、ストレスチェックの実施や、ワークエンゲイジメントの向上に努めています。またメンタルヘルス相談窓口の設置や、欠勤者の職場復帰支援策も定め、実践しています。
- (4) 毎年10～11月を「健康増進月間」とし、社員各自がより良い生活習慣の定着を目的に各種コースに挑戦します。組織単位で自主的な取り組みが実施され、コミュニケーション活性化にも繋がっています。

健康増進月間に社員に配布される
「健康チャレンジ冊子」



今後とも、心身の健康増進から重症化予防までの取り組みを継続して行い、より一層の社員の健康の保持増進に努めていきます。

以上

安全衛生優良企業を認定しました ～愛知労働局認定第1号～

愛知労働局(局長 藤澤勝博)は、安全衛生優良企業としてトヨタ自動車株式会社(本社豊田市)を認定し、平成27年12月15日に認定通知書を交付しました。

この認定は安全衛生優良企業公表制度に基づくもので、愛知労働局では始めてとなります。



評価のポイント

改善活動が企業として根付いており、安全衛生活動にも活かされている。

制度の概要

厚生労働省では、企業の安全や健康管理などに対する取り組みを評価・公表する「安全衛生優良企業公表制度」を本年6月1日から開始しています。

「安全衛生優良企業」は、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持している企業で、一定の基準を満たす場合に労働局長が認定し、認定を受けた企業は、3年間安全衛生優良企業マークを使用して健康・安全・働きやすい企業であることをPRすることができ、厚生労働省のホームページでも企業名が公表されます。

管内各企業におかれましてもこの制度の積極的活用を!

「安全衛生優良企業公表制度」は、誰もが安心して健康に働くことができるように積極的に取り組む企業の認知度をアップするために企業を国が評価、応援することを目的に作られた制度であり、「働く人の安全と健康こそ企業の業績」とも言えます。

この第1号認定を契機に管内各企業の積極的な制度の活用を期待いたします。

愛知労働局 労働基準部 健康課

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業を「健康経営銘柄」として選定し、公表することで、企業の健康経営の取組が株式市場等において、適切に評価される仕組み。

2015年 **22**社

銘柄コード	企業名	業種
2502	アサヒグループホールディングス	食料品
3402	東レ	繊維製品
4452	花王	化学
4527	ロート製薬	医薬品
5012	東燃ゼネラル石油	石油・石炭製品
5108	ブリヂストン	ゴム製品
5332	TOTO	ガラス・土石製品
5406	神戸製鋼所	鉄鋼
4902	コニカミノルタ	電気機器
7012	川崎重工業	輸送用機器
4543	テルモ	精密機器
7936	アシックス	その他製品
9535	広島ガス	電気・ガス業
9005	東京急行電鉄	陸運業
9201	日本航空	空運業
9719	S C S K	情報・通信業
8002	丸紅	卸売業
2651	ローソン	小売業
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業
8601	大和証券グループ本社	証券・商品先物取引業
8750	第一生命保険	保険業
2170	リンクアンドモチベーション	サービス業

2016年 **25**社

銘柄コード	企業名	業種	備考
1911	住友林業	建設業	初選定
2120	ネクスト	サービス業	初選定
2502	アサヒグループホールディングス	食料品	連続選定
2651	ローソン	小売業	連続選定
3591	ワコールホールディングス	繊維製品	初選定
4452	花王	化学	連続選定
4507	塩野義製薬	医薬品	初選定
4543	テルモ	精密機器	連続選定
4902	コニカミノルタ	電気機器	連続選定
5012	東燃ゼネラル石油	石油・石炭製品	連続選定
5108	ブリヂストン	ゴム製品	連続選定
5332	TOTO	ガラス・土石製品	連続選定
5406	神戸製鋼所	鉄鋼	連続選定
5947	リンナイ	金属製品	初選定
7012	川崎重工業	輸送用機器	連続選定
7013	I H I	機械	初選定
7862	トッパン・フォームズ	その他製品	初選定
8001	伊藤忠商事	卸売業	初選定
8566	リコーリース	その他金融業	初選定
8601	大和証券グループ本社	証券・商品先物取引業	連続選定
8766	東京海上ホールディングス	保険業	初選定
8860	フジ住宅	不動産業	初選定
9005	東京急行電鉄	陸運業	連続選定
9201	日本航空	空運業	連続選定
9719	S C S K	情報・通信業	連続選定

※選定基準に達していない業種は非選定



- 上場企業に限らない優良な健康経営を実践する企業を認定。

---日本健康会議実行委員---

一般社団法人日本経済団体連合会	会長	榊原 定征	一般社団法人全国国民健康保険組合協会	会長	真野 章
日本商工会議所	会頭	三村 明夫	公益社団法人国民健康保険中央会	会長	岡崎 誠也
公益社団法人経済同友会	代表幹事	小林 喜光	全国後期高齢者医療広域連合協議会	会長	横尾 俊彦
全国商工会連合会	会長	石澤 義文	全国知事会	会長	山田 啓二
全国中小企業団体中央会	会長	大村 功作	全国市長会	会長	森 民夫
日本労働組合総連合会	会長	神津 里季生	全国町村会	会長	藤原 忠彦
健康保険組合連合会	会長	大塚 陸毅	公益社団法人日本医師会	会長	横倉 義武
全国健康保険協会	理事長	小林 剛	公益社団法人日本歯科医師会	会長	堀 憲郎



健康企業宣言 協会けんぽ東京支部×東京商工会議所 (2015年秋～)

従業員の健康は企業の誇り 活気ある職場は従業員の健康づくりから **健康企業宣言** STEP ①

事業主が「健康企業宣言」することで、従業員と一体となって健康づくりに取り組める
従業員の健康への投資は企業の利益の向上につながる

健康企業宣言に取り組むメリット

従業員が健康でないと、企業も実力を発揮できません。従業員の健康
管理は、企業のリスク管理でもあります。
企業で健康づくりをすることで、リスク低減が期待できます。

「健康企業宣言」エントリー事業所には「宣言の証」を送付します。
また、ホームページで取り組みを公表、さらに、認定証を贈呈した
事業所は健康づくりに取り組み、認定を受けた企業としてホームページ
で紹介します。

STEP ① では、健康経営を行うために職場の健康づくりに取り組む環境を整え
ます。健康企業宣言取り組み内容をクリアすると、協会けんぽ東京支部より
健康優良企業として「銀の認定証」を贈呈します。

STEP ② では、職場の健康経営・健康づくりをさらに進め、安全衛生にも取り
組みます。健康企業宣言取り組み内容をクリアすると、健康企業宣言東京
推進協議会*より健康優良企業として「金の認定証」を贈呈します。

健康企業宣言に取り組むと東京商工会議所「健康経営アドバイザー制度（仮）」
に参加できます。また、労働局「安全衛生優良企業公表制度」にチャレンジ
する基礎を作り、社会的な認知、企業イメージの向上につながります。

*健康企業宣言東京推進協議会は、東京都内の中小企業による健康経営・健康づくりの取り組みを支援・
普及・促進し、健康企業宣言に取り組む企業等に対して、健康優良企業として認定することを目的として、
協会けんぽ東京支部、東京都商工会連合会、東京商工会議所が連携して推進する協議会です。
今後、中小企業団体との連携を強化し、他の保険者や関係団体に参加を求め、事業の拡大を目指します。



健康企業宣言に取り組むと東京商工会議所「健康経営アドバイザー制度（仮）」
に参加できます。また、労働局「安全衛生優良企業公表制度」にチャレンジ
する基礎を作り、社会的な認知、企業イメージの向上につながります。

はじめに

1. 要旨

2. 「安全衛生優良企業公表制度」について

(1) 労働安全衛生法とは

(2) 制度誕生の背景

(3) 自己診断サイト

(4) 安全衛生マネジメントシステム (MS)

(5) 認定取得企業一覧

1

安全衛生優良企業公表制度とは何か？

2

それによって何がどう変わるか？



安全衛生優良企業公表制度について

2015年6月1日スタート

「安全衛生優良企業」

公表制度について

～制度の概要と認定まで～



労働安全衛生法 S47～

- 労働安全衛生法とは・・・

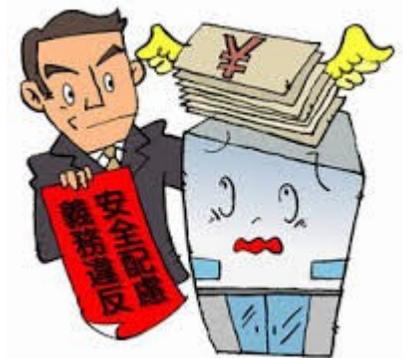
職場における**労働者の安全と健康を確保する**とともに、**快適な職場環境の形成を促進する**ことを目的とする法律です。労安衛法は、安全衛生管理体制、労働者を危険や健康障害から守るための措置、機械や危険物・有害物に関する規制、労働者に対する安全衛生教育、労働者の健康を保持増進するための措置などについて定め、職場の安全衛生に関する網羅的な法規制を行っています。

安全衛生とは…

- 労働に関する「安全衛生」を簡単にまとめています

1. 仕事を原因としてけがや病気にならない
組織体制・作業手法・職場環境をつくること。

2. 職場環境全体を快適なものとする事。



安全衛生優良企業とは？

- 国の認定を受けるためには高いハードルがあります

1.安全衛生優良企業とは

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

2.認定基準

過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。





認定取得のメリット



- 認定マーク取得最大のメリットは求職者へのアピール

新規人材の獲得

・・・特に学生への影響大きい。

社員の意識向上、モチベーションUP

企業イメージUP

人手不足解消

最終的に、会社の売上UP

UP



認定マークの活用例



● 認定マークの活用例

①	労働者の募集に供する広告または文書への活用
②	商品または役務での活用
③	名刺への活用
④	一般事業主の営業所、事務所等への掲示
⑤	ネット上での掲載に活用
⑥	商品、役務または一般事業主の広告に活用
⑦	商品または役務の取引に用いる書類または通信に活用
⑧	その他





制度誕生までの背景

● 第12次労働災害防止計画（2013年2月25日公示）

4 重点施策ごとの具体的取組

（3）**社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進**

② 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

a 労働環境水準の指標化

- ・労働災害の発生状況や労働災害防止のための取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発する。
- ・快適職場調査（ソフト面）チェックシートなど、既に構築された成果を含め、開発した指標を視覚化し、普及させる。

b 労働環境水準の高い業界や企業の積極的公表

- ・業界別や、個別企業の評価を労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタントなどの専門家がを行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業は積極的にホームページ等で公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。



第12次労働災害防止計画のポイント-1

- 「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。（5年毎に厚生労働大臣が策定） 第12次 = H25年（2013年）～29年（2017年）

計画策定当時の現状と課題

労働災害による被災者数（H23年）

- 死亡者数：1,024人（当時、過去最小）
- 死傷者数：117,958人（2年連続増加（平成24年も増加））

- 労働災害は長期的に減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で2.7倍以上）
- 死亡災害も減少しているが、建設業・製造業で過半数を占め、割合が高い

第12労働災害防止計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を **15%以上減少させる**（H24年比）
- ◆ 労働災害による死傷者の数を **15%以上減少させる**（H24年比）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	目標 (平成29年)
目標	死亡者数(人)	1,093	1,030 (5.8%減)	1,057 (3.3%減)	972 (11.1%減)	929 (15%減)
	休業4日以上の死傷者数(人)	119,576	118,157 (1.2%減)	119,535 (0.03%減)	116,311 (2.7%減)	101,640 (15%減)

()内は平成24年との比較



厚生労働省のホームページ

安全衛生優良企業公表制度

働く人の安全と健康こそ企業の業績

優良企業と取組内容のご紹介

認定企業一覧
ページへ

これから申請を希望される皆さまへ

診断を開始する

申請方法／認定基準

各項目の解説

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ること、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して安全衛生優良企業認定を受けませんか？

自己診断
ページへ



安全衛生優良企業公表制度

- 優良企業の紹介
- 診断を開始する
- 申請方法と認定基準・評価項目
- よくある質問
- 優良企業制度参考情報
- 安全衛生対策参考情報

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

自己診断

安全衛生優良企業公表制度

診断に当たって、次のいずれかを選択してください。

自己診断を行う企業は、次の業種を含んでいますか。

林業	鉱業	建設業	運送業
清掃業	製造業(物の加工業を含む。)	電気業	ガス業
熱供給業	水道業	通信業	各種商品卸売業
家具・建具・じゅう器等卸売業	各種商品小売業	家具・建具・じゅう器小売業	燃料小売業
旅館業	ゴルフ場業	自動車整備業	機械修理業

含む
 含まない

診断へ進む



自己診断

安全衛生優良企業公表制度

安全衛生優良企業を目指して
更なる取組に努めましょう。

診断結果

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目(必要項目)	満
第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目(必要項目)	満
第3 企業の積極的な取組を評価する項目(評価項目)	28.5点/45点中
1. 安全衛生活動を推進するための取組	13.5点/18点中
2-1. 健康管理	9点/12点中
2-2. メンタルヘルズ対策	6点/10点中
2-3. 適量労働防止対策	18点/18点中
2-4. 労働環境防止対策	2点/2点中

安全衛生活動推進

労働環境防止対策 健康維持管理

適量労働防止対策 メンタルヘルズ対策

評価

- ・優良企業として必要な項目を満たしていません。第1の第2の項目中×の項目が○になるよう努めましょう。
- ・メンタルヘルズ対策への積極的な取組が認められます。
- ・各安全衛生対策の取り組みの向上を図りましょう。

各項目の自己診断結果一覧

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目(必要項目)

当該企業が優良企業として認定されるには、第1の項目全てを満たすことが必要です。

1 労働災害発生状況(派遣労働者を含む) ※状況を確認するもの (15点)

① 過去3年以内に労働安全衛生法等の違反や違反されていないこと	○
② 過去3年以内に労働安全衛生法等の重大な違反が認められたことにより、行政機関より企業名が公表されていないこと	○
③ 労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	○
④ 罰金、労働安全衛生法中の重大な違反についての最高罰金を課せられたことにより、改善がなされていない事実がないこと	○

2 労働災害発生状況(派遣労働者を含む) ※状況を確認するもの

① 過去3年以内に労働安全衛生法等の違反や違反されていないこと	○
② 過去3年間のすべての年において、企業内の一労働者(派遣労働者を含む)が労働安全衛生法に基づき労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	○
③ 労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	○
④ 労働安全衛生法中の重大な違反についての最高罰金を課せられたことにより、改善がなされていない事実がないこと	○

3 その他優良企業として満たしていることが必要な状況 ※状況を確認するもの

① 過去3年間の企業活動において、「安全衛生優良企業」であることを示す「優良企業」の認定を受けていること	○
② 過去3年間に「安全衛生優良企業認定取組推進」に該当することが確認され、認定が取り消されたことがないこと	○
③ 過去3年間に安全衛生優良企業認定マーク、労働安全衛生優良企業マークの認定を受けていること	○

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目(必要項目)

当該企業が優良企業として認定されるには、第2の項目全てを満たすことが必要です。

1 安全衛生の実施体制の取組 ※取組を確認するもの

① 各事業場(18人以上の事業場)に安全衛生の推進や安全を推進する組織があるか、又は推進者を置いているか。また、企業本社には、全社的な推進や安全を推進する組織又は推進者を置いていること	×
② ①の推進体制の推進や安全を推進する組織又は推進者、労働災害の発生防止や各種安全衛生に関する情報の収集状況を定期的に把握し、問題があった場合には、事業場内(企業内)で情報を共有し、必要に応じて対策を講じていること	×
③ 各事業場に推進や安全に関する責任者を任命していること	×

2 安全衛生活動の取組 ※取組を確認するもの

① 企業のトップが従業員の健康や安全の確保を推進する方針を明文化していること	×
② ①の明文化した従業員の健康や安全の確保を推進する方針を従業員に周知し、共有していること	×
③ 全社的な従業員の健康や安全の確保についての情報収集や周知の取組(従業員・派遣労働者・パート労働者)が実施されていること(労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること)	×
④ 企業のトップ(幹部)に次の項目について報告していること	
ア 企業全体の労働災害の発生状況(労働災害が発生している場合は)	該当なし
イ 発生した労働災害の発生原因(労働災害が発生している場合は)	該当なし
ウ 各事業場に関する労働安全衛生の取組状況	×
エ 企業全体の労働環境の改善	○
オ 企業全体の従業員健康状況	○
⑤ 次の事項について、従業員が容易にアクセス可能な形で公表できていること	
ア 企業内の労働災害の発生状況(労働災害が発生している場合は)	該当なし
イ 発生した労働災害の発生原因(労働災害が発生している場合は)	該当なし
ウ 各事業場に関する労働安全衛生の取組状況	×
⑥ また、次の事項については、従業員ごとに、情報を知っていること	
ア 従業員ごとの労働環境の改善	○
イ 従業員ごとの健康診断の結果	○
ウ 従業員ごとの労働環境の改善	○
⑦ 安全衛生に関する労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	×
⑧ 優良企業として認定されたことに基づき、労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	×

第3 企業の積極的な取組を評価する項目(評価項目)

当該企業が優良企業として認定されるには、第3の項目の合計点が一定の点数以上である必要があります。

1 安全衛生活動を推進するための取組状況 ※取組を評価するもの (15点)

① 安全衛生活動を推進するための取組状況	15点
----------------------	-----

① 過去3年以内に労働安全衛生法等の違反や違反されていないこと

② 過去3年以内に労働安全衛生法等の重大な違反が認められたことにより、行政機関より企業名が公表されていないこと

③ 労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること

④ 罰金、労働安全衛生法中の重大な違反についての最高罰金を課せられたことにより、改善がなされていない事実がないこと

⑤ 労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること

⑥ 労働安全衛生法中の重大な違反についての最高罰金を課せられたことにより、改善がなされていない事実がないこと

⑦ 労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること

⑧ 労働安全衛生法中の重大な違反についての最高罰金を課せられたことにより、改善がなされていない事実がないこと

⑨ 労働安全衛生法第106条に基づき、労働安全衛生局長等から指導・罰金の課用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合は、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること

⑩ 労働安全衛生法中の重大な違反についての最高罰金を課せられたことにより、改善がなされていない事実がないこと



認定の基準 STEP 1



STEP 1

必要項目を全て満たす

① 企業の状況として満たしていることが必要な項目

- ・ 労働安全衛生法等の違反の状況
- ・ 労働災害発生状況
- ・ その他優良企業としてふさわしくない事項

✔ 優良企業にふさわしいかどうか確認します

② 企業の取組として満たしていることが必要な項目

- ・ 安全衛生体制の状況
- ・ 安全衛生全般の取組

✔ 基本的な取組ができているか確認します

STEP2へ



第1 企業の状況（必須項目）

1.労働安全衛生法等の違反の状況

項 目	○or×
①過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと。	
②過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関により企業名が公表されていないこと。	
③労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署長等から機会・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること。	
④現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと。	

第1 企業の状況（必須項目）

2.労働災害発生状況（派遣労働者を含む）

項 目	○or×
①過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと	
②過去3年間のすべての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限り）ごとに休業一日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること	
③（有機溶剤業務等特殊健康診断の対象業務がある場合）過去3年間のすべての年において、特殊健康診断の有所見率が全国を下回っていること	
④（有機溶剤業務等作業環境測定が必要な業務がある場合）過去3年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること	



認定の基準 STEP 2



STEP 2

評価項目全てを満たした場合の合計点と比して、各取組・対策ごとには、いずれも6割以上・全体としては8割以上を取得する

③ 企業の積極的な取組を評価する項目

- ・安全衛生活動を推進するための取組
- ・健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策）
- ・安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します

労働局へ申請

STEP 2 の評価項目

評価項目		取組評価点	実績評価点	合計
1 安全衛生活動を推進するための取組状況		5点	-	5点 (項目別基準：なし)
2 - 1 健康管理の取組状況		10点	2点	12点 (項目別基準：8点)
2 - 2 メンタルヘルス対策への取組状況		10点	-	10点 (項目別基準：6点)
2 - 3 過重労働防止対策の取組状況		10点	3点	13点 (項目別基準：8点)
2 - 4 受動喫煙防止対策の実施状況		-	2点	2点 (項目別基準：なし)
3 安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組状況 (製造業等※)		10点	3点	13点 (項目別基準：8点)
合計	製造業等※	45点	10点	55点 (総合点基準：44点)
	製造業等以外※	35点	7点	42点 (総合点基準：34点)



安全衛生マネジメントシステム

安全衛生優良企業は、安全衛生マネジメントシステムに取り組む。

つまり、P→D→C→Aのサイクルを回すことが重要。

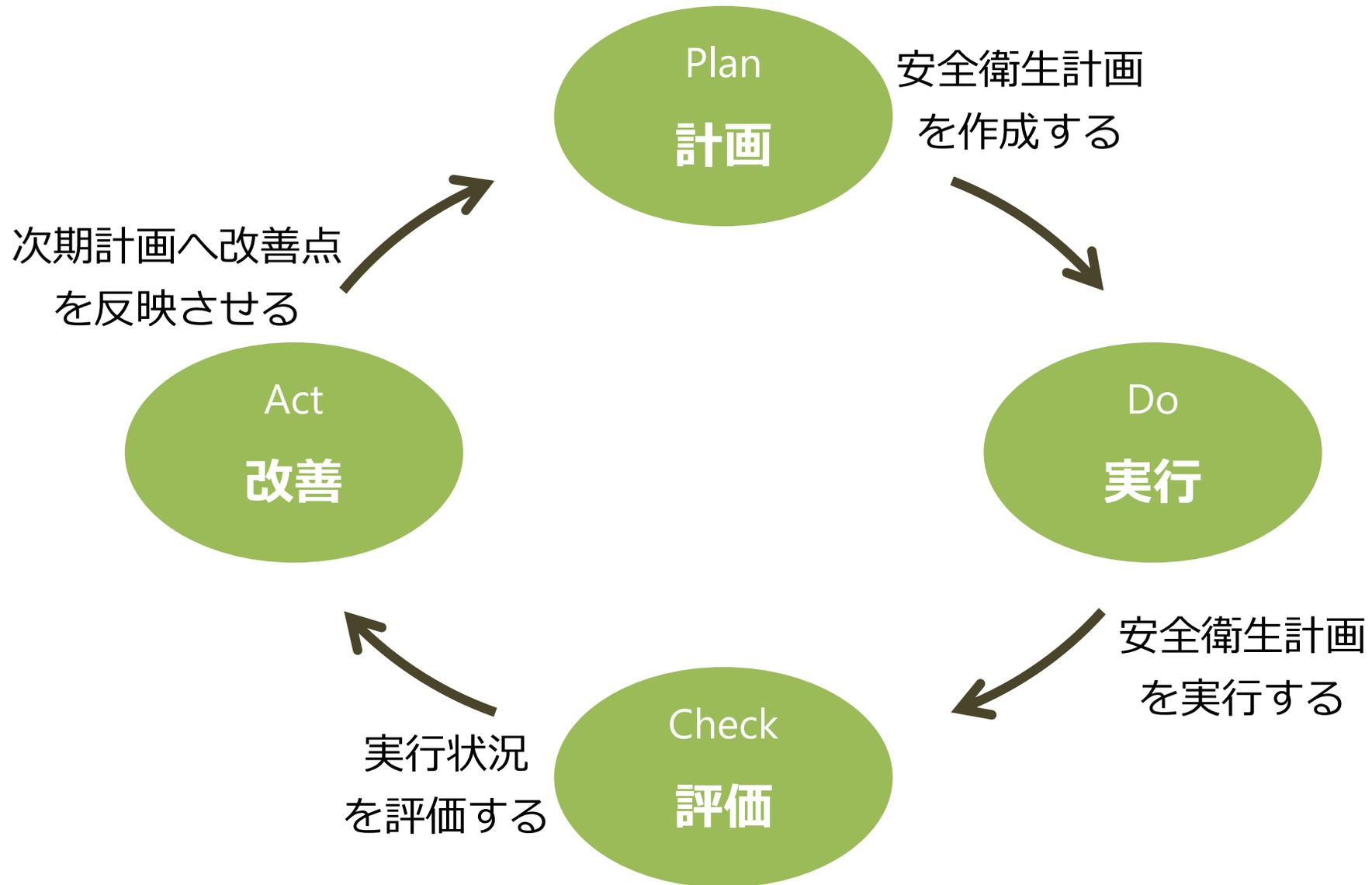
P…計画を立てる！

D…まずやってみる！

C…成果を共有する！

A…改善して取り組む！

P → D → C → Aサイクル





第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2 - 2 メンタルヘルス対策の取組状況(10点)

①企業全体としてのメンタルヘルス対策を推進するための計画を策定し、実施しているか。	2点
②メンタルヘルス対策を推進するための計画を従業員と共有しているか。	2点
③計画の進捗や企業全体のメンタルヘルス対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか。	1点
④従業員に対しストレスチェックを実施し、その結果に基づき自社の傾向の把握や職場改善を行っているか。	1点
⑤従業員が利用可能なメンタルヘルスの相談窓口を設け、従業員に周知するなどの活用の促進を図っているか（又は利用可能な外部の相談窓口を従業員に案内しているか）。	1点
⑥管理者も含む従業員に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行っているか。	1点
⑦メンタルヘルス不調者に関する対応について、社内での対応方針を定めて運用しているか。	1点
⑧メンタルヘルス不調により休職した従業員に対する職場復帰を支援するためのルールを策定しているか。	1点



第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2 - 3 - 1 過重労働防止対策の取組状況（13点）

2-3-1 過重労働防止対策の取組状況 ※取組を評価するもの	10点
①過重労働防止対策として、企業全体の労働の負荷を軽減するための計画（具体的な取組の方針など明文化されたものを含む）を策定し、実施しているか	2点
②過重労働防止対策の計画を従業員と共有しているか	2点
③計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか	1点
④従業員の労働時間をタイムカード等により適正に把握した上で、所定労働時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、社内基準に抵触する場合には、改善の取組を促しているか	1点
⑤1ヶ月あたりの時間外・休日労働が80時間を超える従業員に対し、医師による面接指導を従業員が受けやすいよう取組・工夫を実施しているか	2点
⑥全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施しているか	2点

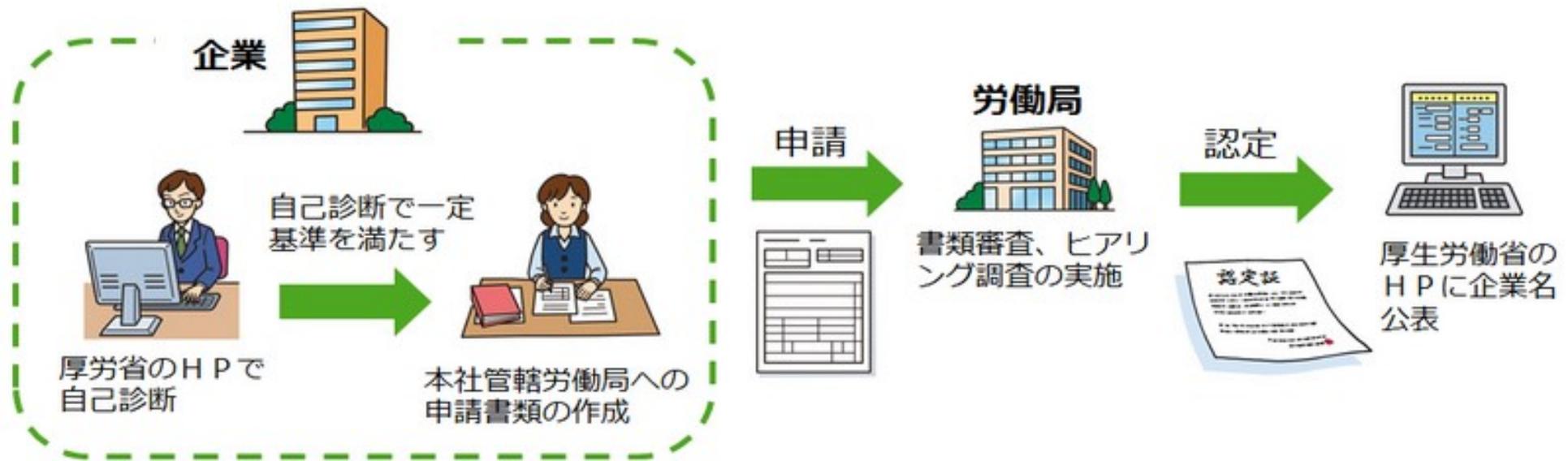


第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2 - 3 - 2 過重労働防止対策の取組状況 (13点)

2-3-2 過重労働防止対策の取組状況 ※実績を評価するもの	3点
①過去3年間のすべての年において年次有給休暇の取得率が70%以上であるか。	1.5点
②過去3年間のすべての年において1週間当たり40時間を超えて労働させた時間（いわゆる残業時間）が2ヶ月以上連続して月80時間を超えた従業員がいない状況であるか。	1.5点

労働局への申請フロー





「安全衛生優良企業」認定を取得した企業－1

企業名	業種	所在地	認定期間
一般財団法人 北陸予防医学協会	保健衛生業	富山県	平成28年12月06日～平成31年12月05日
ビープラスグループ株式会社	その他事業	大分県	平成28年11月17日～平成31年11月16日
日本ウェブサービス株式会社	その他の事業	大阪府	平成28年10月07日～平成31年10月06日
一般社団法人 かながわ土地建物保全協会	その他の事業	神奈川県	平成28年09月01日～平成31年08月31日
同事建設株式会社	建設業	宮城県	平成28年08月26日～平成31年08月25日
坂川建設株式会社	建設業	福井県	平成28年07月06日～平成31年07月05日
アップコン株式会社	建設業	神奈川県	平成28年06月14日～平成31年06月13日
日本ハム北海道販売株式会社	商業	北海道	平成28年05月12日～平成31年05月11日
寿建設株式会社	建設業	福島県	平成28年03月25日～平成31年03月24日
株式会社フィデア情報システムズ	その他の事業	秋田県	平成28年03月23日～平成31年03月22日
パナソニックエコソリューションズ池田電機株式会社	製造業	兵庫県	平成28年03月01日～平成31年02月28日
メルテック株式会社	製造業	栃木県	平成28年03月01日～平成31年02月28日
株式会社エキ・リテール・サービス 阪急阪神	その他の事業	大阪府	平成28年02月07日～平成31年02月06日
株式会社IHIエアロスペース	製造業	群馬県	平成28年02月02日～平成31年02月01日



「安全衛生優良企業」認定を取得した企業－2

株式会社堀場製作所	製造業	京都府	平成28年02月01日～平成31年01月31日
東電同窓電気株式会社	建設業	神奈川県	平成28年01月07日～平成31年01月06日
トヨタ自動車株式会社	製造業	愛知県	平成27年12月15日～平成30年12月14日
ニッポン高度紙工業株式会社	製造業	高知県	平成27年12月08日～平成30年12月07日
東京海上日動火災保険株式会社	その他の事業	東京都	平成27年11月16日～平成30年11月15日
宮崎工業株式会社	製造業	宮城県	平成27年11月12日～平成30年11月11日
有限会社鈴木工業	建設業	神奈川県	平成27年11月06日～平成30年11月05日
駿河重機建設株式会社	建設業	静岡県	平成27年11月02日～平成30年11月01日
加賀発条株式会社	製造業	石川県	平成27年10月20日～平成30年10月19日
株式会社七十七銀行	その他の事業	宮城県	平成27年10月08日～平成30年10月07日
株式会社みちのく銀行	その他の事業	青森県	平成27年09月18日～平成30年09月17日
有限会社ファン工業	製造業	大分県	平成27年09月01日～平成30年08月31日
バジェロ製造株式会社	製造業	岐阜県	平成27年07月09日～平成30年07月08日
やまこう建設株式会社	建設業	鳥取県	平成27年06月30日～平成30年06月29日



SHEM：非営利一般社団法人 安全衛生優良企業マーク推進機構

理事長 木村誠

kimura@shem.or.jp

〒105-0004 港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル514